



桜

埼玉FPセンター

**ヤマト**  
法税  
理士  
だより

(旧北村会計事務所)

編集発行人  
代表社員・税理士  
不動産コンサルタント  
C F P・T L C

**北村喜久則**  
代表社員・税理士  
行政書士・A F P

**北村秀子**  
顧問税理士(神田・星野)

事務所 〒336-0022  
さいたま市南区白幡4-1-19  
TSKビル5F  
TEL 048(866)9734(代)  
FAX 048(866)8591  
<http://www.yamatotax.com>  
mail tax@yamatotax.or.jp

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

**ワンポイント 改正債権法の施行**

民法(債権法)の改正が一部の規定を除き4月1日から施行されます。主なものとしては、業種ごとに異なる短期の時効を廃止し原則5年(ケースにより10年)に、法定利率を年3%に引き下げ、個人が事業用融資の保証人になる場合、公証人により保証意思を確認する手続の新設などです。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日

# パートタイマー・アルバイトの所得区分と源泉徴収



四月は、入社や異動の季節です。多くの企業や事業所等では正社員のほか、パートタイマーやアルバイトの採用も行われます。

一般に、非正規労働者（フリーター）、主婦、学生等が働く場合、給与等として支払を受ける対価は、支払者との契約内容により、「給与所得」とされる場合と、「事業所得」とされる場合とに区分されます。

そして、給与所得とされても、勤務形態や支給状況が正社員と異なっているため、所得税の源泉徴収をする際も注意すべき点が多くありますので、以下ポイントを整理してみます。

## 1 所得区分

給与所得とは、雇用契約等に基づき、雇用主の指揮命令に従って提供した労働の対価で、一般のサラリーマンの給与や通常

の主婦のパートタイマー、学生アルバイト等が該当します。

次に事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続するものとされています。

具体的には、いわゆる請負契約に基づいて提供した労働の対価をいい、主婦の内職収入や外交員報酬等がこれに当たります。

一定の労働を提供した者に対して支払われる対価については、「給与所得」となるか「事業所得」となるかにより、所得金額の計算方法や源泉徴収の要否・方法が異なりますので、この区分はとても重要です。

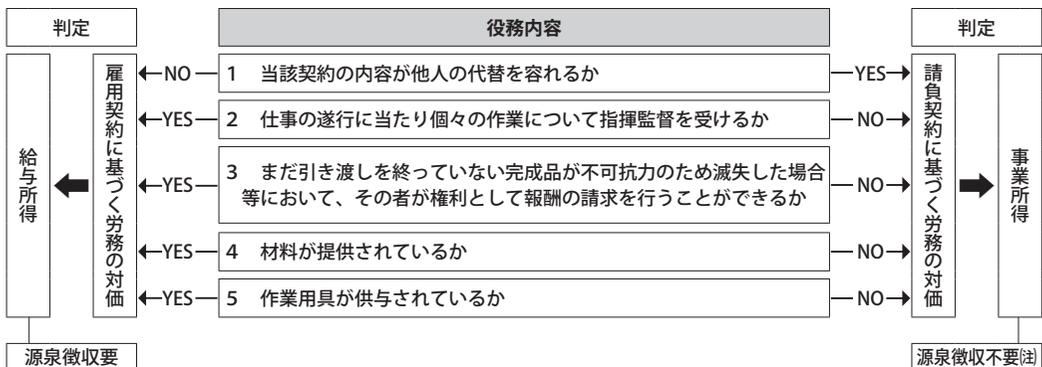
この区分については、一般に下の図表に示す項目を総合勘案して判断することとされています。

## 2 源泉徴収

給与所得の源泉徴収税額表には、「月額表」と「日額表」の二つがあり、一般に月ごとに支払う給与は月額表、日割りで支払う給与や日ごとに支払う給与は日額表を適用します。

なお、平成三十年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、令和二年分から給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）等について、変更が行われました。

パートタイマーやアルバイトの給与計算については、時間給あるいは日給を基準に支払給与の額を決めるのが通常ですが、このように計算された給与であっても、その支払いが各月ごとに行われるような場合には、日額表ではなく月額表を使用して所得税の源泉徴収税額を求めることとなります。



(注) 報酬・料金に該当するものについては源泉徴収が必要です。

【源泉徴収税額表（日額）】

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		① 扶養親族等の数							②	③
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上	未満	税額							税額	税額
円 2,900	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
円 2,900	円 2,950	円 5	円 0	円 100						
円 2,950	円 3,000	円 5	円 0	円 100						
円 3,000	円 3,050	円 10	円 0	円 100						
円 3,050	円 3,100	円 10	円 0	円 110						
円 3,100	円 3,150	円 15	円 0	円 110						

3 甲欄・乙欄・丙欄の区分  
 税額表の甲欄・乙欄・丙欄の区分は、次のように区分されています。  
 甲欄……「給与所得者の扶養控

除等申告書」を給与の支払者に提出している者はパート等を含め適用  
 乙欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出していない者（日雇いで丙欄適用者を除く）が対象  
 丙欄……①日々雇用される者、又は②あらかじめ定められた雇用期間が二カ月以内である者に対して日額又は時間給により計算して支払う給与に対して適用  
**4 外国人労働者と源泉徴収**  
 ここ数年来の人手不足から、飲食業やサービス業を中心に外国人労働者を雇用するケースが増えています。  
 所得税法では、所得者の国籍の違いにより課税方法が異なるものではなく、居住形態により課税所得の範囲や課税方法が区分されています。  
 具体的には、所得者が日本人か外国人かによるのではなく、次に示す「居住者」か「非居住者」かにより、課税方法が異なります。  
**(1) 居住者への課税方法**



① 居住者の定義  
 居住者とは、国内に住所を有するか又は国内に引き続き一年以上居住する個人をいいます。  
 したがって、外国人であっても国内に住所を有する場合や一年以上居住している場合には、居住者として取り扱われます。  
 ② 課税方法  
 居住者は、特別な場合を除き、原則、国内外で生じた所得の全てが課税対象とされ、国内で支払われる給与や報酬・料金の全てについて、所得税が源泉徴収されます。また、給与から源泉徴収さ

れた所得税については、年末調整により年税額を計算し、過不足額を精算することができず。  
**(2) 非居住者への課税方法**  
 非居住者の定義  
 非居住者とは、居住者以外の個人をいい、通常外国に居住している外国人は当然ですが、日本に一年未満の予定で滞在している外国人も非居住者に該当します。  
 また、日本人でも、国外に引き続き一年以上居住している人は非居住者となります。  
 ② 課税方法  
 非居住者の場合、国内で生じた所得（国内源泉所得）についてのみ課税の対象とされ、その税率は、特定の所得を除き二〇％（復興特別所得税を加算し、実際には二〇・四二％）とされています。  
 そして、分離課税で課税関係が終了し、年末調整はありません。  
 なお、非居住者の属する国と日本が租税条約を結んでいる場合は、租税条約に従います。

# 出向や人材派遣の場合の消費税の取扱い

出向や人材派遣の場合の消費税の取扱いは次のようになります。

## 1. 出向の場合の消費税

出向とは、派遣される使用人等が出向元事業者と雇用関係を維持しながら、出向先事業者との間においても雇用関係に基づき勤務する形態をいいます。

事業者が事業として他の者から役務の提供を受けた場合は、課税仕入れに該当しますが、その役務の提供が雇用契約に基づくもので、その対価が給与所得となる場合には、課税仕入れには該当しません。

したがって、例えば、親会社が使用人を子会社に出向させる場合で、出向者を受け入れた子会社が給与相当額の全部または一部として親会社に支払う給与負担金は、本来子会社が負担すべき給与相当額であり、

課税仕入れには該当しません。

また、出向社員の旅費、通勤費、日当などを区別して親会社に支払う場合、これらの旅費などは派遣先の子会社の事業の遂行上必要なものであるため、その支払は課税仕入れに該当します。一方、親会社の側では、派遣社員に支給すべき旅費などに相当する金額を預かり、それをそのまま派遣社員に支払うにすぎないため、課税の対象とはなりません。

## 2. 人材派遣の場合

人材派遣とは、通常、人材派遣契約に基づき人材派遣会社がその使用人を他の事業者へ派遣するものをいい、出向の場合と異なり、派遣された使用人の雇用関係は人材派遣会社との間にしかありません。そのため、人材派遣は人材派遣会社の派遣先事業者に対する役務の提供であり、人材派遣会社が受け取る人材派遣の対価は課税売上げとなり、支払った事業者の方は課税仕入れとなります。

## <当事務所の業務内容>

1. 会計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)  
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
2. 税務 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談  
(2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成  
(2) 管理会計指導 (継続 MAS)
5. 提携先 弁護士、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

(スタッフ)	第1 監査班 星野顧問	①財務支援	水落大介 (AFP)	飯島寿枝 (科目合格者・FP)	高橋桂子 (FP)	土屋啓子	
		②	〃	廣井里美 (AFP)	高橋結衣 (FP)	和田綾子	
		③	〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	辻 綾 (FP)	鈴木千尋	篠崎理沙 (FP)
	第2 監査班 柴崎コーチ	①経営支援	中村大祐 (科目合格者)	元橋暁潔 (AFP)			
		②	〃	木村隆志 (科目合格者)	山田直緒子 (AFP)	會田将志	
	第3 監査班 神田顧問	①資産税	大田 靖 (国税OB)	北村実喜 (科目合格者)	平野朋子 (AFP)		
		②	〃	月岡直樹 (税理士)	石津 悟 (CFP・宅建)		

※ 資格者 税理士4名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者5名、不動産コンサルタント1名、CFP2名、AFP6名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名